鎌倉市条例第20号

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

- (1) 携帯電話等中継基地局 携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備(主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのものを除く。) をいう。
- (2) 事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造(当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。)をしようとする携帯電話等通信会社をいう。
- (3) 近接住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。
- ア 既存の建築物に携帯電話等中継基地局の設置又は改造(以下「設置等」という。)をするとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍以内において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者(以下「土地所有者等」という。)であって、当該建築物の敷地に隣接する土地の土地所有者等であるもの

イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の高さ (既存の電柱等に設置等をするときは、地上からの高さ)の2倍以内における土地所有者等

(4) 地縁団体 近接住民の属する地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、近接住民及び地縁団体(以下「近接住民等」という。)と事業者との紛争を未然に防止するための施策及び紛争の調整のための施策を実施するものとする。

(事業者の青務)

第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、近接住民等の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。

2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をしようとする場合において、近

接住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。

(近接住民等の責務)

第5条 近接住民等は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。

(計画書の提出)

第6条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、 当該設置等の工事に着手する日の 60 日前までに、規則に定めるところにより、 当該設置等の工事の計画書を市長に提出しなければならない。

(近接住民等への説明等)

第7条 事業者は、前条の計画書の提出後、規則に定めるところにより近接住民 及び地縁団体を代表する者に当該設置等の工事の計画の概要を説明し、周知に 努めるとともに、近接住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定により近接住民に説明したときにあっては近接住民説明実施報告書を、地縁団体を代表する者に説明したとき又は説明会を開催したときにあっては地縁団体説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(報告書の開示等)

第8条 市長は、前条第2項の近接住民説明実施報告書の開示を当該近接住民から求められたときは、これに応じるものとする。

2 市長は、前条第2項の地縁団体説明実施報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供するものとする。

(紛争の調整)

第9条 市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成12年3月条例第32号)に基づき、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。

(勧告)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、計画書の提出その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者
- (2) 第7条第2項の規定による近接住民説明実施報告書又は地縁団体説明実施報告書(以下これらを「報告書」という。)の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

(委任)

付則

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日前に設置等の工事に着手した携帯電話等中継基地局については、この条例は、適用しない。

(建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正)

- 3 鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 12 年 3 月条例 第 32 号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「開発行為」の次に「並びに携帯電話等中継基地局の設置等」を加える。

第2条第2項第1号中「又は関係住民(」を「、関係住民又は近接住民(携帯電話等中継基地局の設置等に係る紛争にあっては、近接住民に限る。」に改め、同項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体」を「地縁団体」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 近接住民 携帯電話等基地局条例第2条第3号に規定する近接住民又は同条第4号に規定する地縁団体(以下「地縁団体」という。) を代表する者をいう。 第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号と し、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 携帯電話等中継基地局 鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例 (平成22年3月条例第20号。以下「携帯電話等基地局条例」という。)第2条 第1号に規定する携帯電話等中継基地局をいう。